

秋田県告示第453号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成30年9月28日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県道	旧	古井内大久保停車場線	潟上市昭和豊川船橋字手ノ上22番3地内	6.00～10.00	0.060
	新	古井内大久保停車場線	〃	7.50～13.40	0.060

2 供用開始の期日 平成30年9月28日

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 秋田市山王四丁目1番2号 秋田県秋田地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成30年9月28日から同年10月12日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）